

2023年10月18日

受益者の皆様へ

株式会社お金のデザイン

「おまかせ運用グロース・ファンド（世界の株式中心）」
「THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）」
「THEO グロース・マザーファンド（世界の株式中心）」
「おまかせ運用インカム・ファンド（世界の債券中心）」
「THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）」
「THEO インカム・マザーファンド（世界の債券中心）」
「おまかせ運用インフレヘッジ・ファンド（世界の実物資産中心）」
「THEO リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」
「THEO ベスト・バランス・ファンド」
約款変更のお知らせ

拝啓

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております以下 9 ファンドについて、下記のとおり約款変更を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

また、本件変更後、当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

1. 対象ファンド

- ① おまかせ運用グロース・ファンド（世界の株式中心）
- ② THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）
- ③ THEO グロース・マザーファンド（世界の株式中心）
- ④ おまかせ運用インカム・ファンド（世界の債券中心）
- ⑤ THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）
- ⑥ THEO インカム・マザーファンド（世界の債券中心）
- ⑦ おまかせ運用インフレヘッジ・ファンド（世界の実物資産中心）
- ⑧ THEO リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）
- ⑨ THEO ベスト・バランス・ファンド

2. 変更内容・変更理由

変更内容

- (1) ヘッジ目的以外のデリバティブ、為替予約の禁止 (①~⑨)
- (2) その他形式面の変更 (⑨)

変更理由

- (1) ヘッジ目的以外のデリバティブ、為替予約の禁止

今後の新 NISA 制度（成長投資枠）を活用した投資機会を提供するため、デリバティブ取引の利用目的に関する要件に適合させるため実体に合わせ、約款変更を行います。

- (2) その他軽微な変更 (⑨)

(1) の約款変更に合わせて、形式面の約款変更を行います。

(※詳細については添付新旧対照表をご確認ください。)

3. 変更日

2023 年 11 月 1 日

敬具

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社お金のデザイン

電話：03-6629-7090<受付時間>営業日の 9:30~17:00

新旧対照表

1. おまかせ運用グロース・ファンド（世界の株式中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券（ETF）におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限りま</u> <u>す。</u></p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>

2. THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。) は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券 (ETF) におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限りま</u>す。</p> <p>⑤ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の市場におけるこれ</p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 22 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)</u> および有価証券オプション取引 (金</p>

<p>らの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>（スワップ取引の運用指図）</p> <p>第 23 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（スワップ取引の運用指図）</p> <p>第 23 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）</p> <p>第 24 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）</p> <p>第 24 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、金利先渡取引および為替</p>

	先渡取引を行なうことの指図をすることができます。 (略)
(外国為替予約取引の指図) 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。	(外国為替予約取引の指図) 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、 <u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</u>

3. THEO グロース・マザーファンド（世界の株式中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<u>投資する投資信託証券（ETF）におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リス</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p>

<p>クを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>
--	--

4. おまかせ運用インカム・ファンド（世界の債券中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)</u> は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<u>また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券 (ETF) におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</u></p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)</u> は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>

5. THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)</u> は、<u>価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券 (ETF) におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限りま</u>す。</p> <p>⑤ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の市場におけるこれ</p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 22 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)</u>、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引 (金</p>

<p>らの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>（スワップ取引の運用指図）</p> <p>第 23 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（スワップ取引の運用指図）</p> <p>第 23 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）</p> <p>第 24 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）</p> <p>第 24 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、金利先渡取引および為替</p>

	先渡取引を行なうことの指図をすることができます。 (略)
(外国為替予約取引の指図) 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。	(外国為替予約取引の指図) 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、 <u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</u>

6. THEO インカム・マザーファンド（世界の債券中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<u>投資する投資信託証券（ETF）におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リス</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p>

<p>クを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>
--	--

7. おまかせ運用インフレヘッジ・ファンド（世界の実物資産中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)</u> は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<u>また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券 (ETF) におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</u></p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)</u> は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>

8. THEO リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。投資する投資信託証券（ETF）におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</u></p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>

9. THEO ベスト・バランス・ファンド

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ THEO グロース・マザーファンド (世界の株式中心) 受益証券、THEO インカム・マザーファンド (世界の債券中心) 受益証券、THEO リアルアセット・マザーファンド (世界の実物資産中心) 受益証券 (以下「マザーファンド」といいます。) への投資割合には制限は設けません。</p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する<u>実質</u>比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>⑤ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)</u> は、<u>価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券 (ETF) におけるデリバティブ取引の利用</u>についても、<u>実質的に価格変動リスク、金</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ THEO グロース・マザーファンド (世界の株式中心) 受益証券、THEO インカム・マザーファンド (世界の債券中心) 受益証券、THEO リアルアセット・マザーファンド (世界の実物資産中心) 受益証券への投資割合には制限は設けません。</p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>(新設)</p>

<p>利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</p> <p>⑥ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 22 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、<u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため</u>、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>

以上